

認定NPO法人制度のご案内



認定NPO法人になると・・・

- 税制優遇されるので、寄附が集めやすくなります。
- 認定を受けるために、より適切な業務運営を行うことで、社会的信頼性が向上します。
- 認定を受けるために、経理や組織のあり方を見直すことで、内部管理がよりしっかりします。
- 認定を受けるために、よりいっそう進んだ情報公開を行うことで、団体の透明性が向上します。

NPO 法人（特定非営利活動法人）制度とは

- NPO 法（特定非営利活動促進法）は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として平成10年12月に施行されました。
現在、NPO 法人は5万1千法人を超え（令和2年2月）、社会に確実に定着してきているところです。
NPO 法人が市民の身近な存在として、多様化する社会のニーズに応えていくことがますます期待されています。

NPO 法人とは

- NPO 法に基づき、所轄庁（都道府県・政令指定都市）の認証を受けて、法人格を取得した法人です。
法人名で財産を所有したり、契約行為を行うことができます。

認定 NPO 法人制度とは

- 所轄庁から認定を受けた「認定 NPO 法人」及び「認定 NPO 法人への寄附者」に対して、様々な税金の優遇を与えることで、認定 NPO 法人の活動を税制面で応援する制度です。

寄付をした場合、「所得控除」と「税額控除」から選べます。

個人が認定（特例認定）NPO 法人に寄附をすると、寄附金控除（所得控除）又は認定 NPO 法人等寄附金特別控除（税額控除）のいずれかの控除を選択適用できます。



税額控除方式では・・・

国税と地方税あわせて、寄附金額の最高50%が税額から控除されます。

① 国税（所得税）の控除額⇒（寄附金額－2,000円）×40%

② 地方税（住民税）の控除額⇒（寄附金額－2,000円）×10%

※認定 NPO 法人等に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県や市町村が条例で指定した寄附金は、住民税の控除を受けることができます。

住民税の控除割合は最大10%（都道府県4%、市町村6%）です。

認定NPO法人の税制上の優遇措置

寄附者に対する税制上の優遇措置

1 個人が認定（特例認定）NPO法人に寄附をした場合

→ 認定NPO法人寄附金特別控除（税額控除）又は寄附金控除（所得控除）を受けることができます。

※控除額の算出にあたっては、「税額控除」又は「所得控除」のいずれかの控除を選択適用できます。
※控除額を計算する際の寄附金額の合計は、原則所得金額の40%相当額です。

「税額控除」方式と「所得控除」方式の比較

税額控除

税額を算出した後に、税率に関係なく、寄附金額を控除するため、小口の寄附にも減税効果大きい。

所得額に応じて、有利な方を選択できます

所得控除

所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い高所得者の方が減税効果大きい。

2 法人が認定（特例認定）NPO法人に寄附をした場合

→ 一般の寄附金とは別枠で、損金算入限度額を計算することができます。

特別損金算入限度額：特定公益増進法人及び認定NPO法人等に対する寄附金に係る特別枠です。

普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$

※なお、損金算入するためには、確定申告書にその金額を記載し、「寄附金の損金算入に関する明細書」及び租特透明化法の規定に基づく「適用額明細書」を添付する必要があります。



→ 寄附をした相続財産が非課税になります。（特例認定は不可）

※ただし、次の要件すべてに当てはまる必要があります。

- (1) 寄附した財産は、相続や遺贈によって取得した財産であること。
- (2) 相続した財産を、相続税の申告書の提出期限までに寄附すること。

認定NPO法人自身の優遇措置

→ 「みなし寄附金制度」を活用できます。（特例認定は不可）

収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業にかかる寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます。（損金算入限度額：所得金額の50%又は年200万円のいずれか多い額）

※個人の方が寄附金控除を受けるためには、確定申告を行う必要があります。

その際に、寄附金控除に関する事項を記載した確定申告書に、寄附した団体などから交付を受けた受領書などを添付して提出するか、申告書提出の際に提示する必要があります。

なお、「税額控除」方式を適用する場合には「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」を確定申告書に添付する必要があります。

認定NPO法人への道

認定 NPO 法人になるための、2つの道があります。



① PST 要件を満たして認定 NPO 法人になる。

全ての認定要件を満たす必要がありますが、PST については次のいずれかの要件を選択できます。

ア 経常収入金額のうち、寄附金等収入金額の占める割合が20%以上であること。(相対値基準)

イ 3,000円以上の寄附者が、年平均100人以上であること。(絶対値基準)

② PST 免除で特例認定 NPO 法人になる。➡ PST 要件を満たして認定 NPO 法人になる。

PST 以外の全ての認定要件を満たしている場合は PST 免除で申請できる特例認定制度を活用して、寄附を集め、PST 要件を満たした後に、認定 NPO 法人にチャレンジできます。

特例認定は1回限りです。実績判定期間が2事業年度必要です。

特例認定の有効期間は特例認定の日から3年間、

適用は1回限りです。

設立後5年以内のNPO法人が申請可能です。



認定NPO法人になるための要件

認定NPO法人になるためには、実績判定期間（初回は原則直前の2事業年度）において、認定は①～⑧すべて、特例認定は②～⑧を満たしている必要があります。

① パブリックサポートテスト（PST）に適合していること

（次のいずれかを満たしていること）

- (1) 経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が20%以上である。
- (2) 各事業年度中の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数が年平均100人以上である。

② 事業活動のうち、共益的な活動の占める割合が50%未満であること

（以下の活動の合計が50%未満であること）

- (1) 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供
- (2) 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行
- (3) 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動
- (4) 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広報宣伝などの活動
- (5) 特定の者の意に反した行為を求める活動
- (6) 特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動



③ 運営組織及び経理が適切であること

- (1) 役員の総数のうち、特定の役員及びその親族関係者等の占める割合が1/3以下である。
- (2) 役員の総数のうち、特定の法人の役員や従業員等の占める割合が1/3以下である。
- (3) 公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し保存している。
- (4) 各社員の表決権が平等である。
- (5) 支出した金銭について用途が不明なものはなく、また、帳簿に虚偽の記載はしていない。

④ 事業活動について一定の要件を満たしていること

- (1) 宗教活動、政治活動は行っていない。
- (2) 役員や社員、職員、寄附者等に対して特別の利益を与えていない。
- (3) 営利を目的とした事業を行う者や、政治・宗教活動を行う者、特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていない。
- (4) 実績判定期間において【特定非営利活動に係る事業費 / 事業費の総額】の割合が80%以上である。
- (5) 実績判定期間において【受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額 / 受入寄附金の総額】の割合が70%以上である。

⑤ 情報公開を適切に行っていること

⑥ 事業報告書等をNPO法第29条の規定により所轄庁に提出していること

⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること

注) ①～⑧の基準を満たしていても、欠格事由に該当するNPO法人は認定（特例認定）を受けることはできません。

認定の有効期間は認定の日から5年間です。

有効期間の満了後、引き続き認定NPO法人として特定非営利活動を続ける場合、有効期間の満了の日の6か月前から3か月前までの間に有効期間の更新の申請をして、有効期間の更新を受ける必要があります。

認定NPO法人になったら

書類の作成・提出及び備置き、情報公開等の義務があります。

書類の作成及び備置き、情報公開の義務があります。役員報酬または職員給与に関する規程等を作成し、事業年度終了の翌月から3か月以内に県に提出する必要があります。また、事務所に備置き、閲覧請求があったときには閲覧させなければなりません。

主な公開書類

- 前事業年度の役員報酬・職員給与に関する規程
- 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- 取引金額の上位1位から5位までの取引について
- 役員等との取引について
- 役員等のうち前事業年度における寄附金の合計額が20万円以上となる寄附者の氏名・寄附金額、受領年月日
- 給与を得た職員の総数・給与の総額に関する事項
- 支出した寄附金額・相手先・支出年月日
- 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合の金額・使途と実施日
- 認定基準に適合していることを示すチェック表

寄附者に領収書を発行します。

寄附者が税制上の優遇措置を受けるために、以下の項目を領収書に記載することが必要です。

必要な記載事項

- 認定NPO法人の名称、所在地
- 所轄庁からの認定通知書に記載された番号、認定年月日
- どのような特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であるかの記載
- 寄附金を受領した旨、受領した寄附金の額及び受領年月日
- 寄附者の氏名、住所

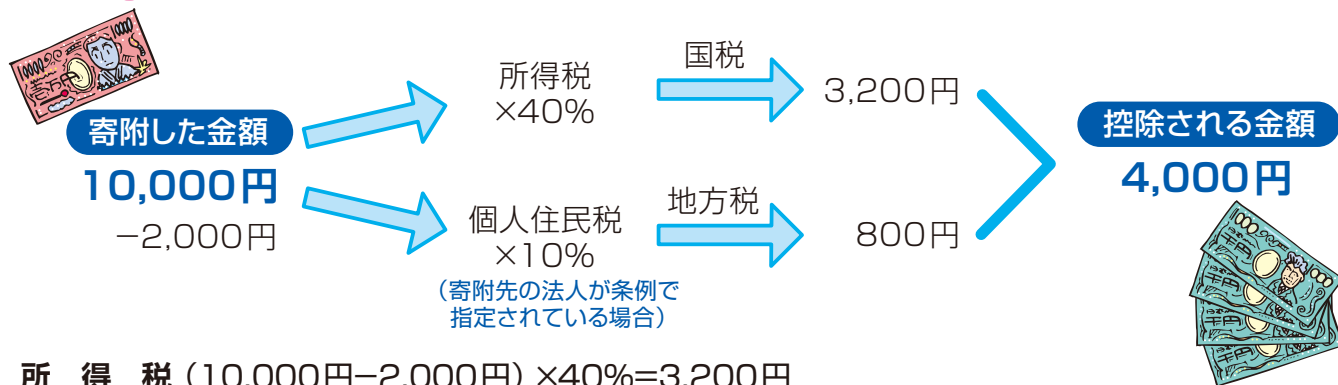


※認定特定非営利活動法人等の発行する「寄附金受領証明書」の記載例を、茨城県作成の「認定事務の手引き」に掲載しています。(URL：<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/seikan/seibun/seibun/kenmin/npo-sin-tebiki.htm>) ダウンロードしてご利用下さい。

寄附者名簿を作成し、5年間保存します。

寄附者の氏名・住所・寄附金額・受領年月日を記した寄附者名簿を作成・保存します。

例 所得税の税額控除を選択 給与収入300万円の方が、1万円寄附した場合



所得 税 (10,000円-2,000円) ×40%=3,200円

個人住民税 (10,000円-2,000円) ×10%= 800円 合計4,000円が税額から控除

(注1) 寄附金の額の合計額は所得金額の40%、税額控除額は所得税額の25%相当額が限度です。

(注2) 所得控除の場合には控除税額は1,200円となります(所得税率5%)。

所得 税 (10,000円-2,000円) × 5%=400円

個人住民税 (10,000円-2,000円) ×10%=800円 合計1,200円



個人が認定NPO法人に寄附した場合の確定申告の手続の流れ

※「寄附金控除(所得控除)」又は「認定NPO法人等寄附金特別控除(税額控除)」を受けるためには、確定申告を行う必要があります。

※平成25年2月現在の情報を基に作成しています。

1 認定NPO法人等に寄附をする。

控除対象となる寄附金は、認定NPO法人等に対し、認定(特例認定)の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金です。

2 認定NPO法人等から領収書(寄附金受領証明書等)を受け取る。

控除を受けるためには、認定NPO法人等からの領収書が必要です。原則、確定申告書に領収書を添付する必要がありますので、申告まで領収書は大切に保管します。

3 確定申告に必要な書類を準備する。

給与所得の源泉徴収票(原本)、認定NPO法人等からの領収書等を準備します。

4 確定申告書と計算明細書を作成する。

税額控除の場合は、「認定NPO法人寄附金特別控除額の計算明細書」の作成及び申告書への添付が必要です。

5 確定申告書等を税務署に提出する。

6 還付金の振込みを確認する。

申告内容が正しければ、申告書に記入した本人名義の金融機関の預貯金口座に還付金が振り込まれます。



認定をお考えの方に

お役立ち情報

Q 1 認定NPO法人の認定申請窓口はどこですか？

A 1 所轄庁が認定の窓口です。茨城県に主たる事務所のあるNPO法人は、茨城県が認定業務を担当します。

Q 2 認定の要件を満たしているかどうかをチェックしたいのですが・・・

A 2 茨城県作成の「認定事務の手引き」にある事前チェックシートが便利です。
(URL : <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/seikan/seibun/seibun/kenmin/npo-sin-tebiki.htm>) ダウンロードしてご利用ください。

Q 3 認定申請の様式はどこにありますか？

A 3 茨城県作成の「認定事務の手引き」に様式があります。
(URL : <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/seikan/seibun/seibun/kenmin/npo-sin-tebiki.htm>) ダウンロードしてご利用ください。

Q 4 確定申告の手続の相談窓口はどこですか？

A 4 確定申告の手続方法につきましては、国税庁ホームページをご覧くださいか、最寄の税務署にお問い合わせください。

NPO 法人制度に関するお問い合わせ先

茨城県県民生活環境部女性活躍・県民協働課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

TEL : 029-301-2175 FAX : 029-301-2190

URL : http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/seikan/seibun/kenmin/npo_top.htm

E-mail : josei-kenmin1@pref.ibaraki.lg.jp